

平30福情答申第4号

平成30年7月10日

福岡市教育委員会 様
(教育委員会総合図書館事業管理部1運営課)

福岡市情報公開審査会
会 長 田 邊 宜 克
(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第1項の規定に基づき、平成29年12月12日付け教図運第93号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「総合図書館に係る指定管理者評価委員会(7/13開催)の「出席者名入り」議事録」の非公開決定の件

答 申

第1 審査会の結論

「総合図書館に係る指定管理者評価委員会（7/13開催）の「出席者名入り」議事録」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

第2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、平成29年11月16日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消し、新たに公文書の公開を決定するよう求めるものである。

2 審査請求の経過

(1) 平成29年10月25日、審査請求人は、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により「指定管理者評価委員会（7/13開催）の議事録及び資料」について公開請求（以下「前回公開請求」という。）を行った。

(2) 平成29年11月1日、実施機関は、条例第11条第1項の規定により公開決定（以下「前回公開決定」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 平成29年11月9日、審査請求人は、(2)により公開された文書は審査請求人が請求した文書と異なるという理由で、実施機関に対し、条例第5条の規定により本件対象文書について改めて公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

(4) 平成29年11月16日、実施機関は、条例第11条第2項の規定により本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(5) 平成29年11月24日、審査請求人は、本件決定に不服があるとして、実施機関に対して本件審査請求を行った。

第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 議事録とは、誰が、いつ、何を、どのように議論されたかが判らなければならず、出席者名（参加者名）が記入されていなければならない。
- (2) 福岡市総合図書館に係る指定管理者選定・評価委員会に関する要綱（以下「要綱」という。）第7条には「議事録を作成しなければならない」とある。
- (3) 前回公開決定により公開された文書は、「議事要旨」であって「議事録」には当たらない。
- (4) 実施機関は、出席者名入りの議事録を早急に作成し、これを公開すべきである。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書、補足意見書及び当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件決定は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

(2) 本件対象文書について

福岡市総合図書館に係る指定管理者選定・評価委員会（以下「選定・評価委員会」という。）は、総合図書館の指定管理者の募集要項や選定基準、指定管理者の候補者の選定、指定管理者による管理運営業務等に係る評価等に関して、参考となるべき意見を述べることなどを目的に設置された機関であり、選定・評価委員会の会議については要綱第7条第2項第6号の規定により議事録を作成しなければならないとされている。

審査請求人は、平成29年7月13日に開催された選定・評価委員会の会議について、議事録の公開を求めているものである。

(3) 本件決定を行うに至った理由

平成29年7月13日に開催した選定・評価委員会に関して、審査請求人からその会議の議事録について前回公開請求を受け、前回公開決定を行ったが、その後、審査請求人から、前回公開決定により公開された文書は前回公開請求に係

る対象文書とは異なるという理由で、改めて本件公開請求がなされた。

しかしながら、審査請求人が求めている「平成29年7月13日に開催された選定・評価委員会についての会議についての議事録」に当たる文書は、前回公開決定により公開した文書以外には作成していなかったため、本件決定を行ったものである。

- (4) 同日の選定・評価委員会の議事録に出席者名の記載がなかったことについては、不相当であったと認識し、同日の会議の出席者名を公表するとともに、今後は出席者名入りの議事録を作成する。

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

実施機関は、前回公開請求に対し「平成29年度福岡市総合図書館に係る指定管理者選定・評価委員会 議事要旨」（以下「本件議事要旨」という。）を対象文書として特定し、前回公開決定を行っている。

当審査会において、本件議事要旨を検分したところ、開催日時、開催場所、発言者ごとの意見が記録されていたが、出席委員の氏名や出席者数についての記載はなかった。

そして、審査請求人は、出席者名のないものは議事録ではないとして、改めて本件公開請求を行っていることから、本件対象文書は、平成29年7月13日に開催された選定・評価委員会の出席者名が記載された議事録であるといえる。

2 本件対象文書の存否について

当審査会が口頭意見陳述において実施機関に確認したところによると、実施機関は、平成29年7月13日開催の選定・評価委員会の会議に際しては、要綱第7条第2項第6号の規定に基づく議事録として本件議事要旨を作成しており、他に議事録に相当する文書は作成していないとのことである。

また、本件議事要旨に当日の出席者名を記載していない理由については、特に出席者名を公開できないと判断したものではなく、本件議事要旨に出席者名の記載がなかったことについては、不相当であったと認識しているとのことである。

これらのことから、実施機関は、要綱第7条第2項第6号に基づく議事録としては、本件議事要旨のみを作成・保管していることが認められる。

よって、実施機関が本件対象文書の不存在を理由に非公開とした本件決定は、結論として妥当と判断する。

以上により、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年12月12日	実施機関からの諮問
平成30年2月16日	実施機関が弁明意見書を提出
平成30年3月7日（第2部会）	実施機関の口頭意見陳述・審議
平成30年3月12日	審査請求人が反論意見書を提出
平成30年4月9日	審査請求人が要望案を提出
平成30年4月25日（第2部会）	審査請求人の口頭意見陳述・審議
平成30年5月15日	実施機関が補足意見書を提出
平成30年5月16日（第2部会）	実施機関の口頭意見陳述・審議
平成30年6月11日	審査請求人が反論意見書を提出
平成30年6月13日（第2部会）	審議

第6 答申に関与した委員

田邊宜克，北坂尚洋，勢一智子，山下亜紀子